

議案第17号

さぬき市土地開発基金条例の廃止について

さぬき市土地開発基金条例を別紙のとおり廃止することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年2月28日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市土地開発基金条例を廃止する条例

さぬき市土地開発基金条例（平成14年さぬき市条例第66号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成26年3月31日から施行する。

議案第18号

さぬき市企業立地促進条例の制定について

さぬき市企業立地促進条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年2月28日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市企業立地促進条例

(目的)

第1条 この条例は、市内に事業所を設置する企業に対して助成措置を講ずることにより企業立地を促進し、地域経済の均衡ある発展と雇用機会の拡大を図り、もって市民生活の安定と向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 工場 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「産業分類」という。）の大分類Eに掲げる製造業の事業の用に供する施設をいう。
- (2) 運輸施設 道路、鉄道、船舶若しくは航空機による旅客若しくは貨物の運送業、倉庫業又は運輸に附帯するサービス業（規則で定める業種に限る。）の事業の用に供する施設をいう。
- (3) 卸売施設 産業分類の中分類に掲げる各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業又はその他の卸売業の事業の用に供する施設をいう。
- (4) 小売施設 産業分類の小分類に掲げる百貨店、総合スーパーの事業の用に供する施設をいう。
- (5) 試験研究施設 技術革新の進展に即応した高度な産業技術を開発し、又は当該産業技術を製品の開発若しくは生産に利用するための試験若しくは研究の用に供する施設をいう。
- (6) 情報処理関連施設 情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第2条第3項に規定する情報処理サービス業若しくはソフトウェア業又はこれらに類する事業の用に供する施設をいう。
- (7) 観光施設 市民及び観光旅行者の利用に供される施設のうち、規則で定めるものをいう。
- (8) その他施設 前各号に掲げるもののほか、地域経済の振興と雇用機会の拡大に資する施設として、市長が特に認めるものをいう。
- (9) 事業所 工場、運輸施設、卸売施設、小売施設、試験研究施設、情報処理関連施設、観光施設及びその他施設をいう。ただし、政治的又は宗教的な活動を目的とする事業、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる営業、周辺環境に悪影響を及ぼすおそれのある事業及び公序良俗に反する事業の用に供する施設は除く。
- (10) 企業 営利の目的をもって事業を営む者をいう。

(助成企業の指定)

第3条 市長は、企業が市内に事業所を設置しようとする場合において、環境保全について適切な措置が講じられ、かつ、当該事業所の設置が市民生活の安定と向上に寄与するものであって、当該事業所が事業所の区分ごとに規則で定める要件を満たすときは、当該企業を助成措置対象企業として、当該事業所ごとに指定することができる。

2 前項の指定には、条件を付することができる。

3 第1項の規定による指定を受けようとする企業は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、指定の可否を決定するものとする。

(助成金の交付等)

第4条 市長は、前条第1項の規定による指定を受けた企業（以下「指定企業」という。）が当該指定に係る事業所（以下「指定事業所」という。）において業務を開始したときは、企業立地助成金（以下「助成金」という。）をその業務の開始の日以後において、当該指定企業に対し交付することができる。

2 助成金の額は、規則で定めるところにより算定した額とし、その限度額は、1指定企業につき1億円（市又はさぬき市土地開発公社が所有する土地を取得後1年以内に指定事業所の設置に係る工事に着手したものについては2億円）とする。

3 指定企業は、助成金の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定するものとする。

(助成措置の承継)

第5条 市長は、指定企業が、合併、譲渡等の事由により異動を生じたときは、その事業の承継人の届出に基づき、承継人に対して助成措置を継続することができる。

(環境施設等の整備)

第6条 第4条第1項の規定により助成金の交付を受けた指定企業は、指定事業所の周辺の環境施設、公害防止施設、従業員の福利厚生施設及び防災保安施設の整備に努めなければならない。

(指定の取消し)

第7条 市長は、指定企業が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

(1) 指定事業所が第3条第1項の要件を満たさなくなったと認められるとき。

(2) 第3条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

(3) 指定事業所の業務を廃止又は1年以上休止したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により第3条第1項の規定による指定を受けたとき。

(5) 偽りその他不正の手段により第4条第4項の規定による助成金の交付決定を受け、又は受けようとしたとき。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、第4条第4項の規定により助成金の交付決定を行った場合において、指定企業が前条の規定による指定の取消しを受けたときその他助成金を交付することが適当でないとき認めるときは、その交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、指定企業が既にその助成金の交付を受けているときは、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(報告及び調査)

第10条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定企業に対して報告を求め、又は職員に指定事業所その他の事業を行う場所に立ち入り、関係帳簿その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(さぬき市工場設置奨励条例の廃止)

2 さぬき市工場設置奨励条例(平成14年さぬき市条例第166号)は、廃止する。

(さぬき市工場設置奨励条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行前に前項の規定による廃止前のさぬき市工場設置奨励条例第4条の規定によりなされた申請に係る指定及び当該指定に係る奨励金の交付については、なお従前の例による。

(この条例の失効)

4 この条例は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

5 この条例の失効前に第3条第3項の規定によりなされた申請に係る指定及び当該指定に係る助成金の交付については、この条例の失効後も、なお従前の例による。

議案第19号

さぬき市子ども医療費の支給に関する条例の制定について

さぬき市子ども医療費の支給に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年2月28日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市子ども医療費の支給に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、子どもの入院に係る医療費の一部をその保護者に支給することにより、子育てに係る負担を軽減し、もって子育て家庭の支援に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、市の区域内に住所を有し、かつ、6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者
- (2) さぬき市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（平成14年さぬき市条例第113号）の規定によるひとり親家庭等医療費の受給資格を有する者
- (3) さぬき市重度心身障害者等医療費の支給に関する条例（平成14年さぬき市条例第122号）の規定による重度心身障害者等医療費の受給資格を有する者

2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

3 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

4 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付並びに保険外併用療養費、療養費及び家族療養費の支給をいう。

5 この条例において「医療費」とは、医療保険各法に規定する保険給付の対象となる費用（入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。）をいう。

6 この条例において「一部負担金等」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額で、医療費から給付される療養費（高額療養費、付加給付金、その他の法令等の規定により公費負担金がある場合は、これらの額を加えた額）を控除した額をいう。

7 この条例において「保険医療機関等」とは、医療保険各法に基づく病院、診療所及び保険者が特に認めたものをいう。

8 この条例において「市町村民税非課税世帯」とは、子どもと生計を一にする世帯員全てが、保険給付のあった月の属する年度（当該保険給付のあった月が4月

から7月までの間のときはその前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である世帯をいう。

9 この条例において「子どもと生計を一にする世帯員」とは、子どもが被保険者又は被扶養者(以下「被保険者等」という。)となっている医療保険各法の規定による医療保険の被保険者等(規則で定めるものをいう。)であって、当該子ども以外のものをいう。

(対象者)

第3条 この条例に定める子ども医療費の支給の対象となる者(以下「対象者」という。)は、医療保険各法の規定による医療保険の被保険者等である子どもで、入院による医療を受けたもの(以下「対象児」という。)の保護者とする。

(子ども医療費の支給)

第4条 市長は、対象児が入院による医療を受けたことにより、対象者が保険医療機関等に対して一部負担金等を支払ったときは、当該対象者からの申請に基づき、診療報酬明細書ごとに次条に定める額を子ども医療費として支給する。ただし、入院による医療が独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付による医療給付の対象である場合は、支給しない。

(子ども医療費の額)

第5条 子ども医療費として支給する額は、市町村民税非課税世帯にあつては一部負担金等の額とし、市町村民税非課税世帯以外にあつては一部負担金等の額から2,000円(一部負担金等の額が2,000円に満たない場合は、当該一部負担金等の額)を控除した額とする。

(支給の申請)

第6条 対象者は、第4条本文の規定により子ども医療費の支給を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

(損害賠償との調整)

第7条 市長は、子ども医療費の支給を受けた対象者又は対象児が当該対象児に係る疾病又は負傷に関して損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、子ども医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した子ども医療費の額に相当する金額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(子ども医療費の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な行為により子ども医療費の支給を受けた者があるときは、その者から当該支給した子ども医療費の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に受けた入院に係る医療費について適用する。

議案第20号

さぬき市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

さぬき市新型インフルエンザ等対策本部条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年2月28日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、法第34条第1項の市町村対策本部として設置するさぬき市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 さぬき市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 さぬき市新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 さぬき市新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定により国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、その者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成25年5月10日を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 21 号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 25 年 2 月 28 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成14年さぬき市条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表中「障害程度区分審査会」を「障害支援区分審査会」に改める。

(さぬき市重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部改正)

第2条 さぬき市重度心身障害者等医療費支給に関する条例(平成14年さぬき市条例第122号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条第4項中「国民健康保険法」の次に「(昭和33年法律第192号)」を加え、「高齢者の医療の確保に関する法律を除く」を「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)を除く」に改め、「船員保険法」の次に「(昭和14年法律第73号)」を、「国家公務員共済組合法」の次に「(昭和33年法律第128号)」を、「地方公務員等共済組合法」の次に「(昭和37年法律第152号)」を、「私立学校教職員共済法」の次に「(昭和28年法律第245号)」を加える。

(さぬき市障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正)

第3条 さぬき市障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例(平成18年さぬき市条例第5号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

さぬき市障害支援区分審査会の委員の定数等を定める条例

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「さぬき市障害程度区分審査会」を「さぬき市障害支援区分審査会」に改める。

(さぬき市障害者就労支援施設条例の一部改正)

第4条 さぬき市障害者就労支援施設条例(平成20年さぬき市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第5条第15項」を「第5条第14項」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条中さぬき市重度心身障害者等医療費支給に関する条例第5条第4項の改正規定 公布の日
 - (2) 第1条の規定、第3条中さぬき市障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例題名の改正規定及び同条例第1条の改正規定（「さぬき市障害程度区分審査会」を「さぬき市障害支援区分審査会」に改める部分に限る。）、第4条中さぬき市障害者就労支援施設条例第3条第1号の改正規定（「第5条第15項」を「第5条第14項」に改める部分に限る。）並びに次項の規定 平成26年4月1日
(障害程度区分審査会の委員に関する経過措置)
- 2 前項第2号の規定の施行の際現に第1条の規定による改正前のさぬき市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例別表に掲げる障害程度区分審査会の委員である者は、同条の規定による改正後のさぬき市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例別表に掲げる障害支援区分審査会の委員と、第3条の規定による改正前のさぬき市障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例第1条に規定するさぬき市障害程度区分審査会の委員は、第3条の規定による改正後のさぬき市障害支援区分審査会の委員の定数等を定める条例第1条に規定するさぬき市障害支援区分審査会の委員とみなす。

議案第22号

さぬき市交通指導員設置条例の一部改正について

さぬき市交通指導員設置条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年2月28日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市交通指導員設置条例の一部を改正する条例

さぬき市交通指導員設置条例（平成14年さぬき市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（定数）」に改め、同条中「人数」を「定数」に、「原則として各小学校区に1人」を「15人以内」に改める。

第8条第1項中「70年」を「75年」に改め、同条第2項中「月の末日」を「日以後における最初の3月31日」に改める。

第11条中「、死亡」を「死亡し、」に、「重度の心身障害」を「障害の状態」に、「香川縣市町非常勤職員公務災害補償等組合条例を適用し」を「香川縣市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償等条例（平成16年香川縣市町総合事務組合条例第9号）の定めるところにより」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第23号

さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年2月28日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成14年さぬき市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表農業委員会の部部会長の項を削り、図書館協議会の委員の項の次に次のように加える。

図書館長	月額 180,000円
------	-------------

別表男女共同参画推進協議会の委員の項の次に次のように加える。

地域おこし協力隊員	月額 166,000円
集落支援員	月額 150,000円

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表農業委員会の部部会長の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

議案第24号

さぬき市立学校設置条例の一部改正について

さぬき市立学校設置条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年2月28日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市立学校設置条例の一部を改正する条例

さぬき市立学校設置条例（平成14年さぬき市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表幼稚園の表中「中央幼稚園」を「さぬき北幼稚園」に改め、同表さぬき市立小田幼稚園の項及びさぬき市立鴨部幼稚園の項を削る。

別表小学校の表中「中央小学校」を「さぬき北小学校」に改め、同表さぬき市立小田小学校の項及びさぬき市立鴨部小学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第25号

さぬき市放課後児童クラブ条例の一部改正について

さぬき市放課後児童クラブ条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年2月28日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

第1条 さぬき市放課後児童クラブ条例（平成14年さぬき市条例第111号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第34条の7」を「第34条の8」に改める。

第2条の表鴨庄放課後児童クラブの項中「鴨庄2949番地3（中央幼稚園内）」を「鴨庄2947番地（中央小学校内）」に改める。

第2条 さぬき市放課後児童クラブ条例の一部を次のように改正する。

第2条の表鴨庄放課後児童クラブの項中「中央小学校内」を「さぬき北小学校内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第1条中さぬき市放課後児童クラブ条例第1条の改正規定は公布の日から、第2条の規定は平成26年4月1日から施行する。

議案第26号

さぬき市活性化施設条例の一部改正について

さぬき市活性化施設条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年2月28日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市活性化施設条例の一部を改正する条例

さぬき市活性化施設条例（平成14年さぬき市条例第135号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分		基本料金		超過料金	
			円		円
室利 用料 金	工芸作業室及び体験 ルーム 72畳	4時間以内	15,000	1時間につき	3,500
		8時間以内	27,000		
	多目的ホール 72 畳	4時間以内	15,000	1時間につき	3,500
		8時間以内	27,000		
	郷土料理研究室 12.5畳	4時間以内	4,000	1時間につき	900
		8時間以内	7,000		
	第1会議室 12畳	3時間以内	3,000	1時間につき	800
		8時間以内	6,500		
第2会議室 15畳	3時間以内	3,000	1時間につき	800	
	8時間以内	6,500			
第1談話室 15畳	3時間以内	3,000	1時間につき	800	
	8時間以内	6,500			
第2談話室 12畳	3時間以内	3,000	1時間につき	800	
	8時間以内	6,500			
宿泊料		1人1泊 5,000円 (利用時間は、午後4時から翌日午前9時までとする。)			

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第27号

さぬき市小田森林浴公園条例の一部改正について

さぬき市小田森林浴公園条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年2月28日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市小田森林浴公園条例の一部を改正する条例

さぬき市小田森林浴公園条例（平成14年さぬき市条例第177号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

さぬき市森林浴公園条例

第1条中「さぬき市小田森林浴公園」を「さぬき市森林浴公園」に改める。

第2条各号を削り、同条に次の表を加える。

名称	位置
小田森林浴公園	さぬき市小田75番地外
さぬきの森森林浴公園	さぬき市鴨庄4486番地1外

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第28号

さぬき市下水道条例の一部改正について

さぬき市下水道条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年2月28日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市下水道条例の一部を改正する条例

さぬき市下水道条例（平成14年さぬき市条例第184号）の一部を次のように改正する。

別表中「220円」を「210円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用者が排除した汚水の量（以下「汚水量」という。）に係る下水道使用料から適用し、さぬき市下水道条例の一部を改正する条例（平成24年さぬき市条例第39号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた施行日前の汚水量に係る下水道使用料に関する規定については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

議案第29号

瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の
締結について

本市と高松市の間において、瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を別冊のとおり締結することについて、さぬき市議会の議決事件に関する条例（平成16年さぬき市条例第29号）第2条第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年2月28日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第30号

新市建設計画の一部変更について

新市建設計画の一部を次のとおり変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第5条第7項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年2月28日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

新市建設計画の一部を次のように変更する。

8. 財政計画中「平成24年度までの11年間」を「平成29年度までの16年間」に改め、歳入の表及び歳出の表を別紙のとおり改める。

○歳入

単位：百万円

年度 項目	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地方税	5,537	5,537	5,537	5,537	5,537	5,537	5,537	5,537	5,537	5,537	4,810	5,026	5,021	4,848	4,844	4,839
地方譲与税	234	236	238	240	242	244	246	248	251	253	247	243	243	243	243	243
利子割交付金	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	30	25	25	25	25	25
地方消費税交付金	535	537	540	543	545	548	551	554	556	559	471	507	507	507	507	507
ゴルフ場利用税交付金	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	40	41	41	41	41	41
地方特例交付金	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	55	49	49	49	49	49
自動車取得税交付金	155	155	155	155	155	155	155	155	155	155	105	70	70	70	70	70
地方交付税	10,105	10,050	10,059	10,085	10,297	10,402	10,703	10,915	11,052	11,128	9,110	9,200	8,800	8,400	8,000	7,600
交通安全対策特別交付金	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	13	13	13	13	13	13
分担金及び負担金	527	528	513	534	479	477	482	493	499	506	453	550	538	526	500	492
使用料	591	606	616	617	621	622	623	628	629	630	766	657	304	302	302	300
手数料	209	209	208	208	208	208	207	207	207	206	178	175	175	175	175	175
国庫支出金	2,099	1,816	1,813	1,617	1,825	1,390	1,270	1,241	1,197	1,474	2,188	1,770	1,721	1,861	1,848	1,902
県支出金	1,466	1,412	1,292	1,195	1,237	1,264	1,244	1,241	1,282	1,402	1,631	1,236	1,269	1,273	1,217	1,219
財産収入	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	178	177	177	177	177	177
繰入金	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	52	361	166	760	735	979
諸収入	763	768	776	786	781	792	799	808	808	827	1,353	1,994	1,992	1,977	1,970	1,969
地方債	5,469	6,498	6,262	4,682	4,161	2,086	1,799	1,780	1,938	2,056	3,110	2,970	2,104	2,088	2,200	1,244
歳入合計	28,671	29,334	28,992	27,183	27,073	24,711	24,603	24,795	25,100	25,723	24,790	25,064	23,215	23,335	22,916	21,844

※ 平成24年度以降の歳入の配当割交付金及び株式譲渡所得割交付金については、地方消費税交付金の項目に合算して計上している。

○歳出

単位：百万円

項目	年度															
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人件費	4,762	4,720	4,720	4,732	4,748	4,704	4,771	4,716	4,761	4,711	3,619	3,704	3,749	3,719	3,638	3,592
物件費	3,098	2,932	2,966	3,001	3,037	3,073	3,085	3,143	3,174	3,180	2,563	2,749	2,503	2,449	2,397	2,345
維持補修費	323	323	123	123	123	123	123	123	123	123	86	83	83	83	83	83
扶助費	1,530	1,570	1,612	1,655	1,699	1,745	1,692	1,740	1,788	1,839	3,222	3,225	3,224	3,226	3,230	3,235
補助費等	3,985	3,907	4,153	4,263	4,209	4,265	4,374	4,522	4,581	4,739	3,568	3,619	3,640	3,587	3,529	3,387
公債費	3,018	2,962	3,822	3,149	3,564	3,897	4,238	4,299	4,463	4,485	3,795	3,901	3,879	3,574	3,273	3,208
積立金	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	43	42	41	41	41	41
投資・出資金	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	0	0	0	0	0	0
貸付金	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	1,196	1,799	1,799	1,799	1,799	1,799
繰出金	2,531	2,491	2,663	2,600	2,597	2,611	2,543	2,554	2,529	2,522	2,607	2,720	2,766	2,787	2,830	2,830
普通建設事業費	8,664	9,669	8,173	6,900	6,336	3,533	3,017	2,938	2,921	3,364	4,091	3,222	1,531	2,070	2,096	1,324
歳出合計	28,671	29,334	28,992	27,183	27,073	24,711	24,603	24,795	25,100	25,723	24,790	25,064	23,215	23,335	22,916	21,844

議案第31号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第3条第9項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年2月28日提出

さぬき市長 大山茂樹

総合整備計画書(第1次変更)

香川県 さぬき市 多和辺地
(辺地の人口 521人 面積 13.86 km²)

1 辺地の概況

- | | |
|--------------------|---------------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | さぬき市多和 |
| (2) 地域の中心の位置 | さぬき市多和兼割93番地1 |
| (3) 辺地度点数 | 182点 |

2 公共的施設の整備を必要とする事情

阿讃の県境に位置する山間へき地であり、市の中心部から離れているため、公共的施設の整備が遅れており、これらを総合的に整備することにより地域間格差を是正し、地域の生活環境の向上及び住民の福祉の増進を図る。

防火水槽については、多和地区においては消火栓配置も少なく、給水圧力も低いため、初期消火に効果をもたらす防火水槽の設置を行うものである。

林道については、法面が急峻であり、崩落により通行に支障をきたす恐れがあるため、安全で快適な通行を確保するために事業を実施する。

旧多和小学校体育館については、平成23年度末に廃校となった体育館を、地域住民の生活文化の向上とレクリエーション活動等の拠点とするために改修し、併せて集会の場、災害時の避難所として活用する。

旧多和小学校施設については、校舎の耐震補強、大規模改修、駐車場整備等を行い、複合的地域間交流施設として活用し、観光振興や地域の活性化を図る。

3 公共的施設の整備計画

平成24年度から平成26年度まで 3年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
防火水槽新設事業 (2基分)	さぬき市	11,908		11,908	11,900
林道矢筈太郎兵衛 線改良事業	さぬき市	23,700	16,211	7,489	7,400
旧多和小学校体育 館改修事業	さぬき市	46,408	12,352	34,056	34,000
旧多和小学校施設 改修事業	さぬき市	110,000	40,000	70,000	65,000
合計		192,016	68,563	123,453	118,300

当初計画策定 平成23年12月16日
変更計画策定 平成25年 月 日

議案第32号

工事請負契約の変更について（平成24年度流田ポンプ場改築工事）

平成24年度流田ポンプ場改築工事について、次のとおり変更請負契約を締結したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年2月28日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 平成24年度流田ポンプ場改築工事 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約の金額 | 変更前 一金360,654,000円
うち消費税及び地方消費税額17,174,000円
変更後 一金379,636,950円
うち消費税及び地方消費税額18,077,950円 |
| 4 契約の相手方 | 香川県高松市番町2丁目16番3号
扶桑建設工業株式会社四国本店
取締役四国本店長 阿部和夫 |